

## 不利益処分に係る処分基準

処 分 名	無許可施設等に対する措置命令		
根拠法令名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 16 条の 6 第 1 項	
基準法令名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p><b>【処分基準】</b> 未設定</p> <p>※ 根拠条項（消防法第 16 条の 6）の規定上明らかであるため。 また、どのような命令を発するかは、違反状況により個別具体的に判断しなければならないため、処分基準を設定する事が困難である。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 23